

附属書八（第九章（サービスの貿易）関係） サービス提供者の資格の承認

第一条 適用範囲

この附属書の規定は、第九・八条（サービスの貿易―国内規制）及び第九・九条（サービスの貿易―承認）の規定に加え、一方の締約国による措置であつて、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについて適用する。

第二条 情報の提供

1 一方の締約国は、次の事項に関する情報（関係する法的根拠への言及を含む。）を他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて提供する一又は二以上の照会所を指定する。

(a) 自由職業家に対して免許及び資格証明を与えるための基準（教育、試験、経験、行動及び倫理、専門能力の開発及び資格証明の更新、業務の範囲、現地に関する知識並びに消費者保護に関する要件を含む。）

(b) (a)に規定する基準について相談するための適当な権限のある当局その他の機関

(c) 少なくとも規制されたサービスに関して、免許の取得、更新若しくは保持のための要件及び手続又は

資格要件

- 2 一方の締約国は、そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、資格の承認のための自国の手続に関する協議を行い、及び承認に関する情報を他方の締約国に提供する。

第三条 資格の承認

- 1 一方の締約国は、特に自由職業サービスの分野において、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、自国の区域内の権限のある当局及び専門機関に対し、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励する。そのような承認は、一方的に又は二国間若しくは多数国間の承認のための協定若しくは取決めにより行うことができる。

- 2 各締約国は、利用可能な資源の範囲内で、自国の職業団体が主導する相互承認のための自発的活動を支援する。